

『咳餘叢考』訓譯卷十六之下之上

田中良明
村山敬三
中林史朗

今回も原稿の整理が遅れる中、掲載を繼續して下さい。漢學會に感謝したい。今年度は、第十六卷之下を登載させて頂く豫定であつたが、諸事情に因り二條のみとなつた。残りは次年度に期したい。

本年度からは、大學への申請の必要なく讀書會を開くことができ、新たに學部生二人の参加も有り、少しく賑やかさを増して趙翼との對話を楽しめている。

この卷十六之下之上を擔當したのは、田中良明（現、大東文化大學東洋研究所准教授）村山敬三（本學大學院文學研究科博士課程後期課程脩了）の二人（五十音順）である。この邊りも二〇一二年度に中林先生のご指導の下に讀んでいゝるが、本原稿の校正時に重ねて中林先生のご協力を得た。但し、本稿に瑕疵有るに至つては、責は整理者たる田中に在り、諸氏先達の叱正・指教を請うものである。

令和五年孟冬 鳴箭射雁 漢使無至

謹識于足虎樓

〔原文〕

13 兩漢六朝諡法

漢以來諡法皆與其官爵并稱大者則曰某王次曰某侯蓋猶春秋戰國之遺法也漢書霍去病諡景桓侯周綽諡貞侯靳歙諡肅侯傅寬諡景侯之類其時凡賜諡者本皆列侯故皆云某侯而未有稱伯子男者六朝時則又按其官位之大小而分別王公侯伯子如王琳諡忠武王劉秀之諡忠成公王宏諡文昭公王儉諡文憲公沈慶之諡忠武公王敬宏諡文貞公徐勉諡簡肅公王茂諡忠烈公褚淵諡文簡公劉勰諡昭公王廣之諡壯公柳慶遠諡忠惠侯蕭穎達諡康侯曹世宗諡壯侯呂安國諡肅侯蕭景先諡忠侯劉善明諡烈伯蕭赤斧諡懿伯沈君理諡敬子沈君高諡祁子陸縉諡安子沈炯諡恭子陸杲諡簡子庚杲諡貞子凡諡皆連爵並稱非如後世但賜某諡也又裴子野傳先是五等君及侍中以上乃有諡子野以令望特賜諡貞子陶宏景賜諡貞白先生劉勰賜諡貞簡先生北史李謐賜諡貞靜處士此則官位例不及諡而出於特恩者乃後世特賜諡之始也後漢書夏恭卒諸儒私諡曰宣明君朱穆父卒穆與諸儒考依古義諡曰貞宣先生及穆卒蔡邕復與門人共述其體行諡曰文忠先生范冉卒大將軍何進移書陳留太守累行論諡僉曰宜爲貞節先生陳實卒海內赴弔者三萬餘人共諡爲文範先生此又後世私諡之始也然私諡究非禮故荀爽嘗著論正之見後漢書爽本傳又宋史張載卒門人欲諡爲明誠夫子司馬光曰禮記言古者生無爵死無諡檀弓書禮所由失謂士之有諡自縣責父始曾子曰賤不誅貴幼不誅長惟天子則稱天以誅之諸侯相誅猶爲非禮況弟子而誅其師乎孔子歿哀公誅之不聞弟子復爲之諡也是溫公亦以私諡爲非禮與爽同

按左傳楚太子商臣弑成王先諡之曰靈不瞑曰成乃瞑則古人之諡有在將死時者「按國語楚共王將葬議諡子囊諡之曰共則古法上諡必在將葬商臣於成王之死而卽諡之乃悖逆之爲非常例也」衛靈公出奔北宮喜及析朱祖復之靈公賜喜諡曰貞子賜鉏諡曰成子則又有生前定諡者楚共王臨卒謂諸臣曰我死請爲靈若厲蓋自謙也則又有生前自諡者又古諡法多用一字閒有二字者如考烈慎靜之類也并有有用三字者如貞惠文子是也然大概用一字居多近代諡法率用二字蓋便於其子孫之稱也唐書呂諲卒博士獨孤及諡曰肅嚴郢以故事宰相諡皆二名及謂襄在美惡不在多名文王周公晉重耳諡曰文襄缺甯簡隨會諡曰武二名之諡

非古也漢蕭何張良霍去病霍光以一名不盡其善故有文終文成景桓宣成之諡唐興魏徵以王道佐時近文愛君忘身近貞二者不可偏廢故曰文貞蕭瑀端直近貞性多猜近褊故曰貞褊若跡無異稱則易以一字故杜如晦王珪陳叔達溫彥博岑文本皆當時宰相諡不過一名而曰故事當二名殊所未聞乃不改後鄭珣瑜卒博士徐復諡曰文獻李異謂二諡非古復謂二諡周漢以來有之威烈愼靜周也文終文成漢也乃詔從復議此後世二名之諡之所始也又古人易名之典必核其人之生平未嘗專著其美而諱其惡秦漢以上不具論晉書陳準死太常議諡嵇紹曰諡所以垂不朽大行受大名細行受細名準宜諡曰繆何曾卒議者以其食日萬錢諡曰繆蕭謝石卒范宏之議以因事有功曰襄貪以敗官曰墨宜諡墨襄公宋書何勛諡荒公南史蕭子顯卒請諡手敕曰恃才傲物宜諡曰驕蕭暉卒諡替侯沈約卒諡隱侯徐陵卒諡章僞侯周敷爲周迪所欺被害諡曰脫北史鄭羲卒尙書奏諡法博文多見曰文不勤成名曰靈乃諡爲文靈魏于忠諡武醜穆崇死請諡太祖覽諡法述義不克曰丁遂諡爲丁公後周薛善諡繆宇文直諡刺唐書許敬宗卒博士以其棄子荒微嫁女蠻中諡曰繆其孫訟之始改諡蔡宋慶禮卒太常以其好巧自是諡曰專他如李程諡繆房式諡傾馬暢諡縱韓宏諡隱韋綬諡醜于頔諡厲高瓌諡刺裴延齡諡繆元載初諡曰荒德宗改爲成縱楊炎初諡肅潛孔戣駁之乃改平厲宋夏竦初諡文正司馬溫公駁之因改諡文莊陳執中卒韓維上疏請諡榮靈是唐宋時諡猶兼美惡也近代有諡者但于美諡之中稍存輕重而無復加以惡諡者蓋古時三品以上例皆贈諡而其人之賢否不同故考行易名不能無褒貶近代大臣身歿其應贈諡與否禮部必先奏請請而得諡其人必爲朝廷所眷惜之人其諡自有褒無貶也「諡之最醜者莫如煬左傳史記所載不具論漢惟東平王雲長沙王旦元魏初有紇那追諡曰煬帝陳後主死於隋贈長城公諡曰煬此外則隋煬帝金海陵煬王皆名實相稱惟後周齊王憲身爲賢王而冤死死後亦諡曰煬此最枉者」

【校異】

○綫—湛貽堂本是「縹」に作る。史記・漢書諸本同じ。同音異體字。○庚—湛貽堂本是「庚」に作る。據りて改む。○

祖—湛貽堂本は「鉏」に作る。據りて改む。

【書ヤトコ】

13 兩漢六朝の諡法

漢以來の諡法、皆其の官爵と并稱し、大なる者は則ち某王と曰ひ、次いで某侯と曰ふ。蓋し猶ほ春秋戰國の遺法のごときなり。漢書に、霍去病景桓侯と諡せられ、周緄貞侯と諡せられ、靳歙肅侯と諡せられ、傅寬景侯と諡せらるの類、其の時凡そ諡を賜はる者、本より皆列侯、故に皆某侯と云ひて未だ伯子男と稱する者有らず。六朝の時、則ち又其の官位の大小を按じ、而して王公侯伯子を分別すること如き、王琳忠武王と諡せられ、劉秀之忠成公と諡せられ、王宏文昭公と諡せられ、王儉文憲公と諡せられ、沈慶之忠武公と諡せられ、王敬宏文貞公と諡せられ、徐勉簡肅公と諡せられ、王茂忠烈公と諡せられ、褚淵文簡公と諡せられ、劉勳昭公と諡せられ、王廣之壯公と諡せられ、柳慶遠忠惠侯と諡せられ、蕭穎達康侯と諡せられ、曹世宗壯侯と諡せられ、呂安國肅侯と諡せられ、蕭景先忠侯と諡せられ、劉善明烈伯と諡せられ、蕭赤斧懿伯と諡せられ、沈君理敬子と諡せられ、沈君高祁子と諡せられ、陸縉安子と諡せられ、沈炯恭子と諡せられ、陸杲簡子と諡せられ、庾杲貞子と諡せらる、と。凡そ諡するに皆爵に連ね並稱し、後世但だ某諡を賜ふとするが如きに非ざるなり。又裴子野傳に、「是より先、五等の君及び侍中以上にして乃ち諡有り。後子野令望を以て特に諡貞子を賜はる。」と。陶宏景諡貞白先生を賜はり、劉勳諡貞簡先生を賜はる。北史に、李諡諡貞靜處士を賜はる、と。此れ則ち官位の例諡するに及ばざるも、而るに特恩に出でし者なり。乃ち後世諡を特賜するの始めなり。後漢書に、夏恭卒し、諸儒私に諡して宣明君と曰ふ。朱穆の父卒し、穆諸儒と考へ古義に依り、諡して貞宣先生と曰ひ、穆卒するに及び、蔡邕復た門人と共に其の體行を述べ、諡して文忠先生と曰ふ。范冉卒し、大將軍何

進書を陳留太守に移し、累ねて諡を行論せしむるに、みな愈宜しく貞節先生と爲すべしと曰ふ。陳實卒し、海内弔に赴く者三萬餘人、共に諡して文範先生と爲す、と。此れ又後世私諡の始めなり。然れども私諡は究めて禮に非ず。故に苟爽嘗て論を著し之を正すこと、後漢書爽の本傳に見ゆ。又、宋史に、張載卒し、門人諡して明誠夫子と爲さんと欲す。司馬光曰く、禮記の言に、古者は生きて爵無くんば、死して諡無し、と。檀弓に、禮の由りて失はる所を書し、士の誅せらる有るは縣賁父自り始まると謂ふ。曾子に曰く、賤は貴を誅せず、幼は長を誅せず。惟だ天子は則ち天を稱し以て之を誅す。諸侯相誅すは猶ほ禮に非ざると爲す、と。況んや弟子にして其の師を誅するをや。孔子歿して哀公之に誅するも、弟子も復た之が爲めに諡するを聞かざるなり、と。是れ溫公も亦た私諡を以て禮に非ずと爲すこと爽と同じ。

按ずるに、左傳に、楚の太子商臣成王を弑し、先づ之に諡して靈と曰ふに瞑せず。成と曰へば乃ち瞑す、と。則ち古人の諡すること將に死せんとする時に在る者有り。「按ずるに、國語に、楚の共王、將に葬らんとするに、諡を議し、子囊之に諡して共と曰ふ、と。則ち古法諡するに必ず將に葬らんとするときに在るを上ぶ。商臣成王の死するに於いてして即ち之に諡するは、乃ち之に悖逆す。常の例に非ざると爲すなり。」衛の靈公出奔し、北宮喜及び析朱鉏之を復す。靈公喜に諡を賜ひ貞子と曰ひ、鉏に諡を賜ひ成子と曰ふ、と。則ち又生前に諡を定む者有り。楚の共王卒するに臨み、諸臣に謂ひて曰く、我れ死すれば、靈若しくは厲と爲さんことを請ふ、と。蓋し自ら謙るなり。則ち又生前自ら諡する者有り。又、古の諡法、一字を用ふること多きも、間二字なる者有り。考烈・慎靜の類の如きなり。並びに三字を用ふる者有り。貞惠文字の如き、是れなり。然れども大概一字を用ふること多きに居る。近代の諡法率ね二字を用ふるは、蓋し其の子孫の稱するに便なればなり。唐書に、呂譔卒し、博士獨孤及諡して肅と曰ふ。嚴郢故事に宰相の諡は皆二名なるを以てす。及謂ふ、義は美惡に在り、多名に在らず。文王・周公・晉の重耳、諡せられて文と曰ひ、冀缺・甯俞・隨會、諡せられて武と曰ふ。二名の諡は古に非ざるなり。漢の蕭何・張良・霍去病・霍光

は、一名を以て其の善を盡さず、故に文終・文成・景桓・宣成の諡有り。唐興り、魏徵王道を以て時を佐くるは文に近く、君を愛し身を忘るるは貞に近し。二者偏廢す可からず。故に文貞と曰ふ。蕭瑀端直なるは貞に近く、性猜多きは偏に近し。故に貞偏と曰ふ。若し跡に異稱無くんば、則ち一字を以てすること易し。故に杜如晦・王珪・陳叔達・溫彥博・岑文本、皆當時の宰相なるに、諡して一名に過ぎず。而るに故事當に二名なるべしと曰ふは、殊に未だ聞かざる所なり、と。乃ち改めず。後、鄭珣瑜卒し、博士徐復諡して文獻と曰ふ。李巽二諡は古に非ず、と謂ふ。復謂ふ、一諡は周漢以來之有り。威烈・愼靜は周なり。文終・文成は漢なり、と。乃ち詔して復の議に従ふ。此れ後世二名の諡の始まりし所なり。又、古人易名の典、必ず其の人の生平に核し、未だ嘗て其の美を著すを専らにし、而るに其の惡を諱まず。秦漢以上、論を具へず。晉書に、陳準死し、太常諡を議す。嵇紹曰く、諡は不朽に垂る所以、大行は大名を受け、細行は細名を受く。準宜しく諡して繆と曰ふべし。何曾卒し、議する者、其の食日に萬錢なるを以て諡して繆醜と曰ふ。謝石卒し、范宏之議するに、事に因り功有るを以て襄と曰ひ、貪にして官を敗るを墨と曰ふを以て、宜しく墨襄公と諡すべし、とす、と。宋書に、何勛荒公と諡せらる、と。南史に、蕭子顯卒し、諡を請ふに、手づから救して曰く、才を恃み物に傲る、宜しく諡して驕と曰ふべし、と。蕭暉卒し、替侯と諡せらる。沈約卒し、隱侯と諡せらる。徐陵卒し、章僞侯と諡せらる。周敷周迪の欺く所と爲り害せられ、諡して脱と曰ふ、と。北史に、鄭義卒し、尙書諡法を奏す。博文多見を文と曰ひ、名を成すを勤めざるを靈と曰ふ。乃ち諡して文靈と爲すと。魏の于忠武醜と諡せらる。穆崇死し、諡を請ふに、太祖諡法を覽るに、義を述べて克たざるを丁と曰ふ、と。遂に諡して丁公と爲す。後周の薛善繆と諡せらる。宇文直刺と諡せらる、と。唐書に、許敬宗卒し、博士其の子を荒傲に棄て、女を蠻中に嫁すを以て、諡して繆と曰ふ。其の孫之を訟へ、始めて改めて蔡と諡す。宋慶禮卒し、太常其の巧を好み自ら是とするを以て、諡して專と曰ふ、と。他は如し、李程繆と諡せられ、房式傾と諡せられ、

馬暢縱と諛せられ、韓宏隱と諛せられ、韋綬通醜と諛せられ、于頔厲と諛せられ、高瓌刺と諛せられ、裴延齡繆と諛せられ、元載初め諛せられて荒と曰ひ、德宗改めて成縱と爲し、楊炎初め肅潛と諛せられ、孔戣之に駁すれば乃ち平厲と改め、宋の夏竦初め文正と諛せられ、司馬溫公之に駁し困りて改めて文莊と諛せられ、陳執中卒し、韓維上疏し榮靈と諛することを請ふ、と。是れ唐宋の時、諛するに猶ほ美惡を兼ねるなり。近代に諛有る者、但だ美に于いて之に諛し、中ば稍輕重を存す。而るも復た加ふるに惡を以て諛する者無し。蓋し古時の三品以上の例、皆諛を贈る。而して其の人の賢なるや否や同じからず。故に行ひを考へ名を易ふるに、褒貶無き能はず。近代の大臣、身歿し、其の應に諛を贈るべきと否とは、禮部必ず先づ奏請す。請ひて諛するを得るは、其の人必ず朝廷の眷惜する所の人爲り。其れ諛するに自ら褒有りて貶無きなり。「諛の最も醜なる者は、煬に如くは莫し。左傳・史記載す所論を具へず。漢は惟だ東平王雲・長沙王旦のみ。元魏の初めに紇那有り。追諛せられて煬帝と曰ふ。陳の後主隋に死し、長城公を贈り、諛して煬と曰ふ。此の外は則ち隋の煬帝・金の海陵煬王、皆名實相稱ふ。惟だ後周の齊王憲、身は賢王爲り。而るに冤死し、死して後亦た諛せられて煬と曰ふは、此れ最も枉なる者なり。」

【語注】

○霍去病―『漢書』卷五十五、霍去病傳第二十五に傳有り。同傳に「諛之并武與廣地曰景桓侯。」と有り、顏師古注に「蘇林曰、景、武諛也。桓、廣地諛也。義見諛法。張晏曰、諛法、布義行剛曰景、辟土服遠曰桓也。」と有り。○周綏―『漢書』卷四十一、周綏傳第十一に傳有り。同傳に「諛曰貞侯。」と有り。○靳歙―『漢書』卷四十一、靳歙第十一に傳有り。同傳に「諛曰肅侯。」と有り。○傳寬―『漢書』卷四十一、傳寬第十一に傳有り。同傳に「諛曰景侯。」と有り。○王琳―『北齊書』卷三十二、列傳第二十四、王琳傳及び『南史』卷六十四、列傳第五十四、王琳傳に傳有り。兩傳共に「贈

十五州諸軍事・揚州刺史・侍中・特進・開府・錄尚書事、諡曰忠武王、葬給輜輳車。」と有る。○劉秀之―『宋書』卷八十一、列傳第四十一、劉秀之傳及び『南史』卷十五、列傳第五、劉秀之傳に傳有り。『宋書』本傳に載す没後の詔に「可贈侍中・司空、持節・都督・刺史・校尉如故、并增封邑爲千戶。諡爲忠成公。」と有り、『南史』本傳に「贈司空、諡忠成公。」と有る。○王宏―王弘。『宋書』卷四十二、列傳第二、王弘傳及び『南史』卷二十一、列傳第十一、王弘傳に傳有り。『宋書』本傳に「贈太保・中書監。給節、加羽葆・鼓吹、增班劍爲六十人。侍中・錄尚書・刺史如故。諡曰文昭公。」と有り、『南史』本傳に略同文有るも、「侍中」云々の九字無く、諡號の後に「配食武帝廟庭。」と有る。○王儉―『南齊書』卷二十三、列傳第四、王儉傳及び『南史』卷二十二、列傳第十二、王儉傳に傳有り。『南齊書』本傳に載す没後の詔に「可追贈太尉、侍中・中書監・公如故。給節、加羽葆・鼓吹、增班劍爲六十人。葬禮依故太宰文簡公褚淵故事。冢墓材官營辦。諡文憲公。」と有り、『南史』本傳に「諡文憲公。」と有る。○沈慶之―『宋書』卷七十七、列傳第三十七、沈慶之傳及び『南史』卷三十七、列傳第二十七、沈慶之傳に傳有り。『宋書』本傳に「及死、賜與甚厚。追贈侍中・太尉如故。給鸞輜輳車・前後羽葆・鼓吹。諡曰忠武公。未及葬、帝敗、太宗卽位、追贈侍中・司空、諡曰襄公。」と有り、『南史』本傳にも略同文有る後「泰始七年、改封蒼梧郡公。」と有る。○王敬宏―王敬弘。『宋書』卷六十六、列傳第二十六、王敬弘傳及び『南史』卷二十四、列傳第十四、王裕之傳に傳有り。敬弘は字。劉裕と諱を同じくし、字を以て行わる。『宋書』本傳に「明年（元嘉二十四年）、薨於餘杭之舍亭山、時年八十八。追贈本官。順帝昇明二年詔曰、……故侍中・左光祿大夫・開府儀同三司敬弘、……於是諡爲文貞公。」と有り、『南史』本傳に「（元嘉）十六年、以爲左光祿大夫・開府儀同三司、侍中如故。……明年（二十四年）、薨於餘杭之舍亭山、年八十八。順帝昇明三年、追諡文貞公。」と有る。○徐勉―『梁書』卷二十五、列傳第十九、徐勉傳及び『南史』卷六十、列傳第五十、徐勉傳に傳有り。『梁書』本傳に「大同元年、卒、時年七十。高祖聞而流涕、卽日車駕臨殯。乃詔贈特進・右光祿大夫・開府儀同三司、

餘竝如故。給東園祕器・朝服一具・衣一襲。贈錢二十萬・布百匹。皇太子亦舉哀朝堂。諡曰簡肅公。」と有り、『南史』本傳に「及卒、帝聞而流涕、即日車駕臨殯。贈右光祿大夫・開府儀同三司。皇太子亦舉哀朝堂。有司奏諡、居敬行簡曰簡。帝益執心決斷曰肅、因諡簡肅公。勉雖骨鯁不及范雲、亦不阿意苟合、後知政事者莫及、梁世之言相者稱范・徐云。」と有り。○王茂―『梁書』卷九、列傳第三、王茂傳及び『南史』卷五十五、列傳第四十五、王茂傳に傳有り。『梁書』本傳に「出爲使持節・散騎常侍・驃騎將軍・開府同三司之儀・都督江州諸軍事・江州刺史。視事三年、薨于州、時年六十。高祖甚悼惜之、賻錢三十萬・布三百匹。詔曰……可贈侍中・太尉、加班劍二十人・鼓吹一部、諡曰忠烈。」と有り「公」の字無く、『南史』本傳に「徙驃騎將軍・開府同三司之儀・江州刺史。……薨于州。武帝甚悼惜之、詔贈太尉、諡曰忠烈公。」と有り。○褚淵―『南齊書』卷二十三、列傳第四、褚淵傳及び『南史』卷二十八、列傳第十八、褚彥回傳に傳有り。彥回は字。『南史』は唐の李淵の諱を避ける。『南齊書』本傳載す没後の詔に「其贈公太宰、侍中・錄尚書・公如故。給節・加羽葆・鼓吹、增班劍爲六十人。葬送之禮、悉依宋太保王弘故事。諡曰文簡。」と有り「公」の字無く、又「先是庶姓三公轎車、未有定格。王儉議官品第一、皆加幢絡。自淵始也。又詔淵妻宋故巴西主壻隧暨啓、宜贈南康郡公夫人。」と有り、兩文とも『南史』本傳に略同文有り、同じく「諡曰文簡」に作り、「公」の字無し。但し、兩書とも前掲の王儉傳に「葬禮依太宰文簡公褚彥回故事」と有り。○劉劭―『宋書』卷八十六、列傳第四十六、劉劭傳及び『南史』卷三十九、列傳第二十九、劉劭傳に傳有り。『宋書』本傳載す没後の詔に「可贈散騎常侍・司空、本官・侯如故、諡曰忠昭公。」と有り、諡を「忠昭公」に作るが、『南史』は「贈司空、諡曰昭公。」と有り、該餘叢考同様「昭公」に作る。○王廣―『南齊書』卷二十九、列傳第十、王廣之傳及び『南史』卷四十六、列傳第三十六、王廣之傳に傳有り。『南齊書』本傳に「追贈散騎常侍・車騎將軍、諡曰莊公。」と有り、『南史』本傳に「贈車騎將軍、諡壯公。」と有り。なお、王廣之は生前既に屢々散騎常侍に任じられているが、生前就いていた官を追贈さ

れる例は前出の沈慶之（侍中）などにも見ることが出来る。○柳慶遠―『梁書』卷九、列傳第三、柳慶遠傳及び『南史』卷三十八、列傳第二十八、柳慶遠傳に傳有り。『梁書』本傳載す没後の詔に「可贈侍中・中軍將軍・開府儀同三司、鼓吹・侯如故。諡曰忠惠。賻錢二十萬、布二百匹。」と有り「侯」の字無く、『南史』本傳に「贈開府儀同三司、諡曰忠惠侯。」と有る。○蕭穎達―『梁書』卷十、列傳第四、蕭穎達傳及び『南史』卷四十一、列傳第三十一、齊宗室傳に傳有り。『梁書』本傳に「追贈侍中・中衛將軍、鼓吹一部。諡曰康。」と有り「侯」の字無く、『南史』本傳に「後卒於左衛將軍、諡康侯。」と有る。○曹世宗―曹虎の子。『南史』卷四十六、列傳第三十六、曹世宗傳に傳有り。本傳に「贈左散騎常侍・左衛將軍、諡曰壯侯。」と有る。○呂安國―『南齊書』卷二十九、列傳第十、呂安國傳及び『南史』卷四十六、列傳第三十六、呂安國傳に傳有り。『南齊書』本傳に「贈使持節・鎮北將軍・南兗州刺史、常侍如故。給鼓吹一部。諡肅侯。」と有り、『南史』本傳に「永明八年卒、諡肅侯。」と有る。○蕭景先―『南齊書』卷三十八、列傳第十九、蕭景先傳及び『南史』列傳、卷四十一、列傳第三十一、齊宗室傳に傳有り。『南齊書』本傳載す没後の詔に「可贈侍中・征北將軍・南徐州刺史。給鼓吹一部。假節・侯如故。諡曰忠侯。」と有り、『南史』本傳に「諡曰忠侯。」と有る。○劉善明―『南齊書』卷二十八、列傳第九、劉善明傳及び『南史』卷四十九、列傳第三十九、劉善明傳に傳有り。『南齊書』載す没後の詔に「贈左將軍・豫州刺史、諡烈伯。」と有り、『南史』本傳に同文有り。○蕭赤斧―『南齊書』卷三十八、列傳第十九、蕭赤斧傳及び『南史』卷四十一、列傳第三十一、齊宗室傳に傳有り。『南齊書』本傳に「追贈金紫光祿大夫、諡曰懿伯。」と有り、『南史』本傳に「諡懿伯。」と有る。○沈君理―『陳書』卷二十三、列傳第十七、沈君理傳及び『南史』卷六十八、列傳第五十八、沈君理傳に傳有り。『陳書』本傳に「天康元年、以父憂去職。君理因自請往荊州迎喪柩、朝議以在位重臣難令出境、乃遣長兄君嚴往焉。及還將葬、詔贈巡侍中・領軍將軍、諡曰敬子。……太建元年、服闋、除太子詹事、行東宮事、遷吏部尚書。……四年、加侍中。五年、遷尚書右僕射、領吏部、侍中如故。其年有疾、輿駕親臨視、九月卒、

時年四十九。詔贈侍中・太子少傅。……重贈翊左將軍・開府儀同三司、侍中如故。諡曰貞憲。」と有り、『南史』本傳にも略同文を見ることが出来る。つまり「敬子」は沈君理の父沈巡の諡號であり、沈君理の諡號は「貞憲」であり、趙翼の誤り。○沈君高―前注沈君理の第六弟。君理と同傳。『陳書』本傳に「贈散騎常侍、諡曰祁子。」と有り、『南史』本傳に「諡祁子。」と有り。○陸繕―『陳書』卷二十三、列傳第十七、陸繕傳及び『南史』卷四十八、列傳第三十八、陸繕傳に傳有り。『陳書』本傳に「贈侍中・特進・金紫光祿大夫、諡曰安子。」と有り、『南史』本傳に「贈特進、諡曰安子。」と有り。○沈炯―『陳書』卷十九、列傳第十三、沈炯傳及び『南史』卷六十九、列傳第五十九、沈炯傳に傳有り。『陳書』本傳に「贈侍中、諡曰恭子。」と有り、『南史』本傳に「贈侍中、諡恭子。」と有り。○陸杲―『梁書』卷二十六、列傳第二十、陸杲傳及び『南史』卷四十八、列傳第三十八、陸杲傳に傳有り。兩傳共に陸杲の諡號を「質子」に作る。「簡子」は陸杲の祖陸徽の諡號。『梁書』陸杲傳は、陸徽について「祖徽、宋輔國將軍・益州刺史。」とのみ記すが、陸徽は『宋書』卷九十二、列傳第五十二、良吏傳に傳有り、本傳に「諡曰簡子。」と有り、『南史』陸杲傳は冒頭に父祖の事跡を略記し「祖徽字休猷……卒於官。身亡之日、家無餘財、文帝甚痛惜之、諡曰簡子。父徽、揚州中從事。」と有り。趙翼が本條に於いて南朝各史を用いず、『南史』を用いる明證。○庾杲―庾杲之か。『南齊書』卷三十四、列傳第十五、庾杲之傳及び『南史』卷四十九、列傳第三十九、庾杲之傳に傳有り。兩傳共に「諡曰貞子。」と有り。○裴子野傳……『南史』卷三十三、列傳第二十三、裴子野傳に「中大通二年卒。……武帝悼惜、爲之流涕。贈散騎常侍、即日舉哀。先是、五等君及侍中以上乃有諡。及子野特以令望見嘉、賜諡貞子。」と有り。○陶宏景―陶弘景。『梁書』卷五十一、列傳第四十五、處士傳及び『南史』卷七十六、列傳第六十六、隱逸傳下に傳有り。『梁書』本傳に「詔贈中散大夫、諡曰貞白先生、仍遣舍人監護喪事。」と有り、『南史』に「詔贈太中大夫、諡曰貞白先生。」と有り。○劉勳―『南齊書』卷三十九、列傳第二十、劉勳傳及び『南史』卷五十、列傳第四十、劉勳傳に傳有り。兩傳共に「天監元年、下詔爲勳立碑、諡曰貞簡先

生。」と有る。○李謚……『北史』卷三十三、列傳第二十一、李謚傳に「延昌四年卒、年三十二。遐邇悼惜之。其年、四門小學博士孔璠等學官四十五人上書曰、……事奏、詔曰、……謚曰貞靜處士、并表其門閭、以旌高節。於是表其門曰文德、里曰孝義云。」と有り、『魏書』卷九十、列傳逸士第七十八、李謚傳にも略同文が見られる。○夏恭——『後漢書』文苑列傳第七十上、夏恭傳に傳有り。本傳に「諸儒共謚曰宣明君。」と有る。○朱穆——『後漢書』朱樂何列傳第三十三、朱穆傳に傳有り。本傳に「初、穆父卒、穆與諸儒考依古義、謚曰貞宣先生。及穆卒、蔡邕復與門人共述其體行、謚爲文忠先生。」と有る。○范冉——『後漢書』獨行列傳第七十一、范冉傳に傳有り。「范冉字史雲、陳留外黃人也。……中平二年、年七十四、卒於家。……大將軍何進移書陳留太守、累行論謚、僉曰宜爲貞節先生。」と有る。○陳寔——陳寔か。『後漢書』陳寔傳第五十二に「中平四年、年八十四、卒于家。何進遣使弔祭。海內赴者三萬餘人、制衰麻者以百數。共刊石立碑、謚爲文範先生。」と有る。なお李賢注に「先賢行狀曰、將軍何進遣官屬弔祠爲謚。」と有る。○荀爽嘗て……『後漢書』荀爽傳第五十二に「後遭黨錮、隱於海上、又南通漢濱、積十餘年、以著述爲事、遂稱爲碩儒。黨禁解、五府竝辟司空袁逢舉有道、不應。及逢卒、爽制服三年、當世往往化以爲俗。時人多不行妻服、雖在親憂猶有弔問喪疾者、又私謚其君父及諸名士、爽皆引據大義、正之經典、雖不悉變、亦頗有改。」と有る。○宋史に張……現行の『宋史』にこの文無し。類似的文は『伊洛淵源錄』卷六に載す司馬光「論謚書」に見える。以下に全文を載す。「光啓。昨日承問張子厚謚。倉卒奉對以漢魏以來此例甚多、無不可者。退而思之、有所未盡竊。惟子厚平生用心、欲率今世之人復三代之禮者也、漢魏以下蓋不足法。郊特牲曰、古者生無爵死無謚、爵謂大夫以上也。檀弓記禮所由失、以爲士之有誄自縣責父始。子厚官比諸侯之大夫、則已貴、宜有謚矣。然曾子問曰、賤不誄貴、幼不誄長、禮也惟天子稱天以誄之、諸侯相誄非禮也。諸侯相誄猶爲非禮、況弟子而誄其師乎。孔子之歿、哀公誄之、不聞弟子復爲之謚也。子路欲使門人爲臣、孔子以爲欺天。門人厚葬顏淵、孔子歎不得視猶子也。君子愛人以禮。今關中諸君欲謚子厚而不合於古禮、非子厚之志與。其以陳文範・陶

靖節・王文中・孟貞曜爲比、其尊之也。曷若以孔子爲比乎。承關中諸君決疑於伯淳、而伯淳謙遜、博謀及於淺陋、不敢不盡所聞而獻之、以備萬一。惟伯淳裁擇而折衷之。光再拜。」○禮の由りて……『禮記』檀弓上に「魯莊公及宋人戰于乘丘。縣賁父御、卜國爲右。馬驚敗績。公隊。佐車授綏。公曰、末之卜也。縣賁父曰、他日不敗績、而今敗績、是無勇也。遂死之。圉人浴馬、有流矢在白肉。公曰、非其罪也。遂誅之。士之有誅、自此始也。」と有り、その鄭注に「記禮失所由來也。」と有る。○楚の太子……『春秋左傳』文公元年に「冬十月、(商臣)以宮甲圍成王、王請食熊蹯而死。弗聽。丁未、王縊。諡之曰靈、不瞑。曰成、乃瞑。」と有る。○楚の共王……『國語』卷第十七、楚語上に「王卒、及葬、子囊議諡。」○衛の靈公……『春秋左傳』昭公二十年(六月)丁巳晦、公入。與北宮喜盟于彭水之上。秋七月戊午朔、遂盟國人。……戊辰、殺宣姜。衛侯賜北宮喜諡曰貞子、賜析朱鉏諡曰成子。」と有る。○楚の共王……『春秋左傳』襄公十三年に「楚子疾、告大夫曰、不穀不德、少主社稷、生十年而喪先君、未及習師保之教訓而應受多福、是以不德而亡師于鄢以辱社稷、爲大夫憂……、請爲靈若厲、大夫擇焉。莫對。及五命、乃許。秋、楚共王卒。子囊謀諡。大夫曰、君有命矣。子囊曰、君命以共。若之何毀之。赫赫楚國、而君臨之、撫有蠻夷、奄征南海、以屬諸夏、而知其過。可不謂共乎。請諡之共。大夫從之。」と有る。○考烈・慎靜——考烈は戰國楚の考烈王か。慎靜は未詳。なお、『新唐書』卷一百六十五、列傳第九十、鄭珣瑜傳に「太常博士徐復諡文獻、兵部侍郎李巽言、文者、經緯天地。用二諡、非春秋之正、請更議。復謂、二諡、周漢以來有之、威烈・慎靜、周也。文終・文成、漢也。況珣瑜名臣、二諡不嫌。巽曰、諡一正也、堯舜是也。二諡非古也、法所不載。詔從復議。」と有るのに據れば周代の諡號。○貞惠文子——『禮記』檀弓下に「公叔文子卒。其子戍請諡於君曰、日月有時將葬矣、請所以易其名者。君曰、昔者衛國凶饑、夫子爲粥與國之餓者、是不亦惠乎。昔者衛國有難、夫子以其死衛寡人、不亦貞乎。夫子聽衛國之政、脩其班制、以與四鄰交、衛國之社稷不辱、不亦文乎。故謂夫子貞惠文子。」と有る。○呂譔卒し……『新唐書』卷一百四十、列傳第六十五、呂譔傳に「永泰中、嚴郢以

故吏請諡有司、博士獨狐及諡曰肅。郢以故事宰相諡皆二名、請益曰忠肅。及執奏謂、諡在義美惡、不在多名。文王伐崇、周公殺三監・淮夷、重耳一戰而霸、而諡曰文。冀缺之恪、甯俞之忠、隨會不忘其君、而諡曰武。故知稱其大、略其細也。且二名諡非古也。漢興、蕭何・張良・霍去病・霍光以文武大略、佐漢致太平、一名不盡其善、乃有文終・文成・景桓・宣成之諡。唐興、參用漢制、魏徵以王道佐時近文、愛君忘身近貞、二者竝優、廢一莫可、故曰文貞。蕭瑀端直近貞、性多猜近編、言編則失貞、稱貞則遺編、故曰貞編。蓋有爲爲之也。若跡無異稱則易以一字。故杜如晦曰成、封德彝曰明、王珪曰懿、陳叔達曰忠、溫彥博曰恭、岑文本曰憲、韋巨源曰昭、皆當時赫赫居宰相位者、諡不過一名。而言故事宰相必以二名、固所未聞、宜如前諡。遂不改。」と有る。○鄭珣瑜卒……前注「考烈・慎靜」所引『新唐書』鄭珣瑜傳を参照。○陳準死し……『晉書』卷八十九、列傳第五十九、忠義傳、嵇紹傳に「太尉・廣陵公陳準薨。太常奏諡。紹駁曰、諡號所以垂之不朽、大行受大名、細行受細名、文武顯於功德、靈厲表於闇蔽。自頃禮官協情、諡不依本、準諡爲過。宜諡曰繆。事下太常、時雖不從、朝廷憚焉。」と有る。○何曾卒し……『晉書』卷五十、列傳第二十、秦秀傳に「何曾卒、下禮官議諡。秀議曰、故太宰何曾……資性驕奢、不循軌則。……暨乎耳順之年、身兼三公之位、食大國之租、荷保傅之貴、執司徒之均。二子皆金貂卿校、列于帝側。方之古人、責深負重、雖學門盡死、猶不稱位。而乃驕奢過度、名被九域、行不履道、而享位非常。……謹按諡法、名與實爽曰繆、怙亂肆行曰醜。曾之行己皆與此同、宜諡繆醜公。時雖不同秀議而聞者懼焉。」と有る。又、同卷三十三、列傳第三、何曾傳に「咸寧四年薨。……將葬、下禮官議諡。博士秦秀諡爲繆醜。帝不從、策諡曰孝。太康末、子劭自表改諡爲元。」と有る。なお陔餘叢考の字作りについては、後掲注「許敬宗卒」所引唐書を参照。○謝石卒し……『晉書』卷九十一、列傳第六十一、儒林傳、范弘之傳に「時衛將軍謝石薨、請諡。下禮官議。弘之議曰、……案諡法、因事有功曰襄、貪以敗官曰墨。宜諡曰襄墨公。」と有り、又、同卷七十九、列傳第四十九、謝石傳に「禮官議諡、博士范弘之議諡曰襄墨公。語在弘之傳。朝議不從、單諡曰襄。」○何勗一何勗か。『宋書』

卷七十一、列傳第三十一、徐湛之傳に「時安成公何遜、无忌之子也、臨汝公孟靈休、昶之子也、竝各奢豪。與湛之共以肴膳・器服・車馬相尙。京邑爲之語曰、安成食、臨汝飾。湛之二事之美、兼於何・孟。曷官至侍中、追諡荒公。靈休善彈棊、官至祕書監。」と有る。○蕭子顯卒……『南史』卷四十二、列傳第三十二、齊高帝諸子上、蕭子顯傳に「卒時年四十九、詔贈侍中・中書令。及請諡、手敕曰、恃才傲物、宜諡曰驕。」と有る。○蕭暉卒……『南史』卷五十二、列傳第四十二、梁宗室下、蕭暉傳に「初、暉寢疾歷年、官曹壅滯。有司案諡法、言行相違曰替。乃諡替侯。」と有る。○沈約卒……『南史』卷五十七、列傳第四十七、沈約傳に「初、武帝有憾於張稷。及卒、因與約言之。約曰、左僕射出作邊州刺史、已往之事、何足復論。帝以爲約昏家相爲、怒約曰、卿言如此、是忠臣邪。乃輦歸內殿。約懼、不覺帝起、猶坐如初。及還、未至牀、憑空頓於戶下、因病。夢齊和帝劍斷其舌。召巫視之、巫言如夢。乃呼道士奏赤章於天、稱禪代之事、不由己出。先此、約嘗侍宴、會豫州獻栗、徑寸半。帝奇之、問栗事多少、與約各疏所憶、少帝三事。約出謂人曰、此公護前、不讓即羞死。帝以其言不遜、欲抵其罪、徐勉固諫乃止。及疾、上遣主書黃穆之專知省視。穆之夕還、增損不即啓聞、懼罪、竊以赤章事因上省醫徐奘以聞、又積前失。帝大怒、中使譴責者數焉、約懼遂卒。有司諡曰文。帝曰、懷情不盡曰隱。故改爲隱。」有る。○徐陵卒……『南史』卷六十二、列傳第五十二、徐陵傳に「初、後主爲文示陵、云他人所作。陵嗤之曰、都不成辭句。後主銜之、至是諡曰章僞侯。」と有る。○周敷周迪……『南史』卷六十七、列傳第五十七、周敷傳に「周迪以敷素出己下、超致顯達、深不平。乃舉兵反、遣弟方興襲敷、敷大破之。……文帝遣都督章昭達征迪、敷又從軍。至定川縣與迪相對、迪給敷求還朝、欲立盟、敷許之。方登壇、爲迪所害。諡曰脫。」と有る。○鄭義卒……『北史』卷三十五、列傳第二十三、鄭義に「尙書奏諡曰宣。詔曰、蓋棺定諡、先典成式。激揚清濁、政道明範。義雖宿有文業而政闕廉清。尙書何乃情遺至公、愆違明典。依諡法、博聞多見曰文、不勤成名曰靈。可贈以本官、加諡文靈。」と有る。○魏の于忠……『北史』卷二十三、列傳第十一、于忠傳に「有司奏太常少卿元端議、案諡法、剛

強理直曰武、怙威肆行曰醜、宜諡武醜公。太常卿元脩義議、忠盡心奉上、翦除凶逆。依諡法、除僞寧眞曰武、夙夜恭事曰敬、宜諡武敬公。二卿不同、靈太后令依正卿議。」る有る。○穆崇死し——『北史』卷二十、列傳第八、穆崇傳に「衛王儀謀逆、崇預焉。道武惜其功、祕之。及有司奏諡、帝親覽諡法、述義不剋曰丁。曰、此當矣。乃諡丁公。」と有る。○後周の薛——『北史』卷三十六、列傳第二十四、薛善傳に「時晉公護執政。儀同齊軌語善云、兵馬萬機須歸天子、何因猶在權門。善白之、護乃殺軌。……帝以善告齊軌事、諡曰繆公。」と有る。○宇文直——『周書』卷十三、列傳第五、文閔明武宣諸子、衛刺王直傳及び『北史』卷五十八、列傳第四十六、周室諸王、衛刺王直傳に傳有り。宇文直は反亂を起こして庶民に落とされ、宮中に囚われたまま死ぬが、兩傳共諡號の詳細を記さない。○許敬宗卒——『舊唐書』卷八十二、列傳第三十二、許敬宗傳に「太常將定諡。博士袁思古議曰、敬宗位以才昇、歷居清級。然棄長子於荒徼、嫁少女於夷落。聞詩學禮、事絕於趨庭、納采問名、唯聞於黷貨。白圭斯玷、有累清塵、易名之典、須憑實行。按諡法、名與實爽曰繆、請諡爲繆。敬宗孫太子舍人彥伯不勝其恥、與思古大相忿競。又稱思古與許氏先有嫌隙、請改諡官。太常博士王福時議曰、諡者飾終之稱也、得失一朝、榮辱千載。若使嫌隙是實、即合據法推繩、如其不虧直道、義不可奪。官不可侵、二三其德、何以言禮。福時忝當官守、匪躬之故。若順風阿意、背直從曲、更是甲令虛設、將謂禮院無人、何以激揚雅道、顧視同列。請依思古諡議爲定。戶部尙書戴至德謂福時曰、高陽公任遇如此、何以定諡爲繆。答曰、昔晉司空何曾薨、太常博士秦秀諡爲繆醜公。何曾既忠且孝、徒以日食萬錢、所以貶爲繆醜。況敬宗忠孝不逮於曾、飲食男女之累、有逾於何氏、而諡之爲繆、無負於許氏矣。時有詔令尙書省五品已上重議、禮部尙書楊思敬議稱、按諡法、既過能改曰恭、請諡曰恭。詔從其議。」と有り、『新唐書』卷二百二十三上、列傳第一百四十八上、姦臣傳上に「太常博士袁思古議、敬宗棄子荒徼、女嫁蠻落、諡曰繆。其孫彥伯訴思古有嫌、詔更議。博士王福時曰、何曾忠而孝、以食日萬錢諡繆醜、況敬宗忠孝兩棄、飲食男女之累過之。執不改。有詔尙書省雜議、更諡曰恭。」と有る。○宋慶禮卒——『新唐書』卷

一百三十、列傳第五十五、宋慶禮傳に「慶禮爲政嚴、少私、吏畏威不敢犯。太常博士張星、以好巧自是諛曰專。禮部員外郎張九齡申駁曰、慶禮國勞臣、在邊垂三十年。往城營州、士纜數千、無甲兵疆衛、指期而往、不失所慮、遂罷海運、收歲儲、邊亭晏然。其功可推、不當醜諛。慶禮兄子辭玉亦自詣闕訴。改諛曰敬。」と有り、『舊唐書』卷一百八十五下、列傳第一百三十五下、良吏下は張九齡の反駁をより詳細に載す。○李程―『新唐書』卷一百三十一、列傳第五十六、宗室宰相傳及び『舊唐書』卷一百六十七、列傳第一百一十七、李程傳に傳有り。『新唐書』本傳に「贈太保、諛曰繆。」と有り、『舊唐書』本傳に「有司諛曰繆。」と有る。○房式―『新唐書』卷一百三十九、列傳第六十四、房式傳及び『舊唐書』卷一百一十一、列傳第六十一、房式傳に傳有り。『新唐書』本傳に「贈左散騎常侍、諛曰傾。吏部郎中韋乾度曰、始式刺蜀州、劉闢構難、卽謂闢曰、向夢公爲上相、儀衛甚盛、幸無相忘。闢喜、以爲祥。後闢發兵署牒、首曰闢、副曰式、參謀曰符載。大節已虧、不宜得諛。博士李虞仲曰、始闢反、爲其用者皆救死其頸、可盡被惡名乎。如式不能去、又不能死、可謂求生害仁者也。闢走西山、召所疑長者盡殺之、式在其間、會救得免。而曰大節已虧、近於溢言。諛乃定。」と有り、『舊唐書』本傳は諛號を記さず。○馬暢―『新唐書』卷一百五十五、列傳第八十、馬暢傳及び『舊唐書』卷一百三十四、列傳第八十四、馬暢傳に傳有り。『新唐書』本傳に「贈工部尙書。諸子無室廬自託、奉誠園亭觀、卽其安邑里舊第云、故當世視暢以厚畜爲戒。有司諛曰縱。」と有り、『舊唐書』本傳は諛號を記さず。○韓弘―韓弘。『新唐書』卷一百五十八、列傳第八十三、韓弘傳及び『舊唐書』卷一百五十六、列傳第一百六、韓弘傳に傳有り。『新唐書』本傳に「贈太尉、諛曰隱。」と有り、『舊唐書』本傳は諛號を記さず。○韋綬―『新唐書』卷一百六十、列傳第八十五、韋綬傳及び『舊唐書』卷一百六十二、列傳第一百一十二、韋綬傳に傳有り。『新唐書』本傳に「有司諛通醜、故吏以爲言、改醜醜、不報、罷。」と有り、『舊唐書』本傳に「贈尙書右僕射。博士劉端夫請諛爲通。殿中侍御史孟瑄上言以爲非當。博士權安請諛爲繆。竟不施行。」○于頔―『新唐書』卷一百七十二、列傳第九十七、于頔傳及び『舊唐書』卷

一百五十六、列傳第一百六、于頔傳に傳有り。『新唐書』本傳に「贈太保、太常諡曰厲。……（次子）季友尙憲宗永昌公主、拜駙馬都尉。從穆宗獵苑中、求改頔諡。會徐泗節度使李愬亦爲請、更賜諡曰思。尙書右丞張正甫封還詔書、右補闕高鉞・博士王彥威持不可。謂、頔文吏、倔彊犯命、擅軍裏・鄧、欲脅制朝廷。殺不辜、留制囚、遮使者、僭正樂。勢迫而朝、非其宿心、得全腰領而歿、猶以爲幸、不宜更諡。帝不從。」と有り、『舊唐書』本傳に「贈太保、諡曰厲。其子季友從獵苑中、訴於穆宗。賜諡曰思。右丞張正甫封敕請還本諡。右補闕高鉞上疏論之曰……。太常博士王彥威又疏曰……。疏奏不報、竟諡爲思。」と有り、高鉞（高鉞）・王彥威の上疏をより詳細に載す。○高璩―『新唐書』卷一百七十七、列傳第一百二、高璩傳及び『舊唐書』卷一百七十一、列傳第一百二十一、高璩傳に傳有り。『新唐書』本傳に「太常博士曹鄴建言、璩、宰相、交游醜雜、取多蹊徑。諡法、不思妄愛曰刺、請諡爲刺。從之。」と有り、『舊唐書』本傳は諡號を記さず。○裴延齡―『新唐書』卷一百六十七、列傳第九十二、裴延齡傳及び『舊唐書』卷一百三十五、列傳第八十五、裴延齡傳に傳有り。『新唐書』本傳に「元和中、有司諡曰繆。」と有り、『舊唐書』本傳は諡號を記さず。○元載―『新唐書』卷一百四十五、列傳第七十、元載傳及び『舊唐書』卷一百一十八、列傳第六十八、元載傳に傳有り。『新唐書』本傳に「帝爲太子也、實用載議。興元元年、詔復其官、聽改葬。故吏許初・楊皎・紀愔等合貲以葬、諡曰荒。後改曰成縱。」と有り、『舊唐書』本傳は諡號を記さず。○楊炎―『新唐書』卷一百四十五、列傳第七十、楊炎傳及び『舊唐書』卷一百一十八、列傳第六十八、楊炎傳に傳有り。『新唐書』本傳に「詔復其官、諡肅愍。左丞孔戣駁之、更曰平厲。」と有り、『舊唐書』本傳は諡號を記さず。○夏竦―『宋史』卷二百八十三、列傳第四十二、夏竦傳に傳有り。本傳には「贈太師・中書令。賜諡文正。劉敞言、世謂竦姦邪、而諡爲正、不可。改諡文莊。」と有り、反駁者を劉敞とし、同書卷三百一十九、列傳第七十八、劉敞傳にも「夏竦薨、賜諡文正。敞言、諡者有司之事、竦行不應法。今百司各得守其職、而陛下侵臣官。疏三上、改諡文莊。」と有る。又、同書卷三百三十六、列傳第九十五、司馬光傳に「夏竦賜諡文正。光言、

此諡之至美者、竦何人可以當之。改文莊。」と有り、又同書卷二百九十四、列傳第五十三、王洙傳に「夏竦卒、賜諡文獻。洙當草制、封還其目曰、臣下不當與僖祖同諡。因言、前有司諡王溥爲文獻、章得象爲文憲、字雖異而音同、皆當改。於是太常更諡竦文莊、而溥・得象皆易諡。」と有る。○陳執中―『宋史』卷二百八十五、列傳第四十四、陳執中傳に傳有り。本傳に「及議諡、禮官韓維曰、執中以公卿子、遭世承平、因緣一言、遂至貴顯。天子以後宮之喪、問所以葬祭之禮、執中位上相、不能總率羣司考正儀典、知治喪皇儀非嬪御之禮、追册位號於宮闈有嫌、建廟用樂踰祖宗舊制、皆白而行之、此不忠之大者。閨門之內、禮分不明、夫人正室疏薄自絀、庶妾賤人悍逸不制、其治家無足言者。宰相不能秉道率禮、正身齊家、方杜門深居、謝絕賓客。曰、我無私也、我不黨也。豈不陋哉。諡法、寵祿光大曰榮、不勤成名曰靈。執中出入將相、以一品就第、寵祿光大矣。得位行政、賢士大夫無述焉、不勤成名矣。請諡曰榮靈。後改諡恭襄、詔諡曰恭。帝篆其墓碑曰褒忠之碑。」と有り、同書卷三百一十五、列傳第七十四、韓維傳に「議陳執中諡、以爲張貴妃治喪皇儀殿・追册位號、皆執中所建、宜曰榮靈。詔諡曰恭。維曰、責難於君謂之恭、執中何以得此。議訖不行、乞罷禮院。」と有り、同書卷二百九十九、列傳第五十八、張洞傳に「宰相陳執中將葬、洞與同列諡爲榮靈。其孫訴之、詔孫抃等復議、改曰恭。洞駁奏、執中位宰相、無功德而罪戾多、生不能正法以黜之、死猶當正名以誅之。竟從抃等議。」と有る。○蓋し古時：―特に唐時の例については、『廿二劄記』卷十九「諡兼美惡」も参照されたい。

【現代語譯】

漢以來の諡法では、いずれもその官爵と并稱し、爵位の大きい者は某王と言ひ、次いで某侯と言つてゐる。思うに春秋戰國の遺法の様なものであらう。『漢書』に、霍去病は景桓侯と諡され、周緄は貞侯と諡され、斬歙は肅侯と諡され、傅寬は景侯と諡されている等が見えるように、當時の諡を賜わる者は、本より皆列侯であるため、どれも某侯といつて、

まだ伯子男と稱する者はなかった。六朝の時になると、その官位の大小によって、王公侯伯子を分別することは以下の如くである。王琳は忠武王と諡され、劉秀之は忠成公と諡され、王弘は文昭公と諡され、王儉は文憲公と諡され、沈慶之は忠武公と諡され、王敬弘は文貞公と諡され、徐勉は簡肅公と諡され、王茂は忠烈公と諡され、褚淵は文簡公と諡され、劉劭は昭公と諡され、王廣之は壯公と諡され、柳慶遠は忠惠侯と諡され、蕭穎達は康侯と諡され、曹世宗は壯侯と諡され、呂安國は肅侯と諡され、蕭景先は忠侯と諡され、劉善明は烈伯と諡され、蕭赤斧は懿伯と諡され、沈君理は敬子と諡され、沈君高は祁子と諡され、陸縉は安子と諡され、沈炯は恭子と諡され、陸杲は簡子と諡され、庾杲は貞子と諡されている。すべて諡するのに爵位に連ねて並稱しており、後世の但に「某諡を賜う」とするようなものではない。又、『南史』裴子野傳には、「これより以前には、五等の君か侍中以上にあつて諡が有つた。裴子野は令望によつて特に貞子の諡號を下賜された。」と有る。陶弘景は貞白先生の諡號を下賜され、劉暉は貞簡生の諡號を下賜されている。『北史』に、李諡が貞靜處士の諡號を下賜された、と有る。これらは、官位が舊例によつては諡するのに及ばなくても、特恩によつて諡されたものである。つまり、後世に諡を特賜することの始めである。『後漢書』に、夏恭が死ぬと、諸儒は私的に諡して宣明君といった。朱穆の父が死ぬと、朱穆は諸儒と考えて古義に依據し、諡して貞宣先生といい、朱穆が死ぬと、蔡邕がまた門人と共にその行狀を述べ、諡して文忠先生といった。范冉が死ぬと、大將軍何進は陳留太守に親書を送り、何度も諡を議論させると、みな、貞節先生とすべきだと言つた。陳實が死ぬと、海内の弔問者三萬餘人、共に諡して文範先生とした、と有る。これ等は又、後世の私諡の始めである。しかし私諡は究めて禮に即したものである。そのため荀爽がかつて論を著しこの風習を正したことが、『後漢書』の本傳に見える。又、『宋史』に、張載が死ぬと、門人が諡して明誠夫子とすることを望んだ。(しかし)司馬光は、『禮記』に、古者は生きて爵無くんば、死して諡無し、と有る。また檀弓には、禮の失われる場合を書いて、士の身分で諡されるのは縣貴父から始まったと言つて

おり、曾子問には、「身分が賤い者は身分の貴い者に諡せず、年齢の幼い者は年長者に諡しない。ただ天子だけは天を稱して諡するのだ。諸侯が互いに諡しているのは禮に即していない。」と言っている。それを弟子の身にしてその師に諡することがあろうか。孔子が歿すると哀公はこれに諡したが、弟子もまたそのために諡したとは聞いたことがない。」と言った、と有る。これは司馬溫公もまた私諡を禮に即したものではないとすること、苟爽と同じなのである。

考えてみるに、『左傳』に、楚の太子商臣は成王を弑殺し、先ず諡して靈と言ったが成王は目を瞑らず、成と言おうとやつと目を瞑った、と有る。つまり古人の諡をすることは、まさに死のうとする段階で行うことがあった。「考えるに、『國語』に、楚の共王について、埋葬しようとする時に諡を議し、子囊が諡して共と言った、と有る。つまり古法では諡するのには、必ず埋葬しようとするときに行う事を重んじている。商臣が成王の死のうとする時に諡しているのは、つまりこの道理に逆らっており、常の例ではない。」衛の靈公が出奔すると、北宮喜と析朱鉏がこれを復位させた。靈公は喜に諡號を下賜して貞子と言ひ、鉏に諡號を下賜して成子と言った、と有る。つまり又、生前に諡を定めることも有った。楚の共王が死ぬ時に、諸臣に「私が死ねば、靈か厲と諡してほしい。」と願った、と有る。思うに、謙讓しての言である。つまり又、生前自ら諡することが有った。又、古の諡法は、一字を用いることが多いが、時折二字のものも有る。考烈・慎靜の類のである。そして三字を用いるものも有る。貞惠文字等がそれぞれである。しかし、大概一字を用いることが多かったようである。近代の諡法が率ね二字を用いるのは、おそらくその子孫が呼稱するのに便利であるからであろう。『新唐書』に、呂諲が死ぬと、博士の獨孤及が諡して肅としたが、嚴郢は故事に宰相の諡が皆二字であることから反論した。獨孤及は、「義は（生前の事跡の）美惡に在って、文字の多さに在るのではない。文王・周公・晉の重耳は、諡されて文といい、冀缺・甯俞・隨會は、諡されて武という。二字の諡は古の法ではない。漢の蕭何・張良・霍去病・霍光は、一字ではその生前の善を盡くすことができないので、文終・文成・景桓・宣成の

諡が有るのだ。唐が興り、魏徵が王道を以て時の政を輔佐したのは文に近く、君を愛し己の身を忘れたのは貞に近かった。この二者はいずれかを偏廢できるものではないので、文貞と諡された。蕭瑀が端直であったのは貞に近く、その猜疑心の多い性格は偏に近かったので、貞偏と諡された。もしその事跡に二つ以上稱すべきものが無いのであれば、一字で諡することが容易になる。そのため、杜如晦・王珪・陳叔達・溫彥・博岑文は、本より皆當時の宰相であるが、諡して一字に過ぎないのだ。それを故事によれば二字であるべきとは、なおのこと、今までに聞いた事がない話だ、と言った。そこで呂諲の諡は改められなかった。その後、鄭珣瑜が死ぬと、博士の徐復が諡して文獻といった。李異は、「二字の諡は古法に即していない」と言ったが、徐復が「二字の諡は周漢以來有る。威烈・愼靜は周のものである。文終・文成は漢のものである」と言ったので、詔が有って徐復の議に従った。これが後世二字の諡の始まりである。又、古人が名を易えて諡する據り所は、必ず其の人の生前の行狀に基づいており、いまだかつてその美事を明らかにするだけで、その悪事を忌み隠すということはしなかった。秦漢より以前は、論ずる材料がない。『晉書』に、陳準が死ぬと、太常が諡を論議し、嵇紹が、「諡は後世にまで残すものである。立派な行いは立派な名を受け、つまらない行いはつまらない名を受ける。陳準には諡して繆というべきである」と言った。何曾が死ぬと、諡を論議する者は、何曾は日に萬錢を食に費やしたことから、諡して繆醜といった。謝石が死ぬと、范弘之がその諡を論議して、「事が起きて功有ることを襄といい、貪欲にして官職を敗り亂すことを墨というので、墨襄公と諡するべきである」とした。と有る。『宋書』に、何勛は荒公と諡された、と有る。『南史』に、蕭子顯が死んで諡を請願すると、梁の武帝は自ら敕書を記して、「才能を恃みに傲慢であった。是非とも驕と諡すべきだ」と言った。蕭暉が死ぬと、替侯と諡された。沈約が死ぬと、隱侯と諡された。徐陵が死ぬと、章僞侯と諡された。周敷は周迪に欺かれて殺害され、諡して脱といった。と有る。『北史』に、鄭羲が死ぬと、尙書が諡法を奏し、「博文多見を文といい、名を成すを勤めないのを靈とい

うので、諡して文靈とする」とした。魏の于忠は武醜と諡された。穆崇が死に、諡を請願すると、太祖が諡法を覽ると、「義を述べて克たざるを丁という」と有ったので、そのまま諡して丁公とした。後周の薛善は繆と諡された。宇文直は刺と諡された。と有る。『新唐書』に、許敬宗が死ぬと、博士は、許敬宗がその息子を嶺外の國境に棄てやり、娘を蠻將馮盎の子に嫁がせたことから、諡して繆と叫ぶ。その孫がこれを訟えると、始めて改めて蔡（恭）と諡された。宋慶禮が死ぬと、太常は、宋慶禮が巧みな計略を好んで自ら正しいとしていたことから、諡して專と叫ぶ。と有る。他は以下の如くである。李程は繆と諡され、房式は傾と諡され、馬暢は縱と諡され、韓弘は隱と諡され、韋綬は通醜と諡され、于頔は厲と諡され、高瓌は刺と諡され、裴延齡は繆と諡され、元載は初め諡されて荒といい、徳宗がこれを改めて成縱とし、楊炎は初め肅潛と諡され、孔戣が反駁したので平厲と改められ、宋の夏竦は初め文正と諡され、司馬溫公が反駁したので改めて文莊と諡され、陳執中が死ぬと、韓維は上疏して榮靈と諡することを請願した。このように唐宋の時は、諡するのにまだ美惡を兼ねている。近代に諡が有る者は、ただその美事について諡し、その中に若干の輕重を存している。しかし、加えて惡事によって諡することはもうない。思うに、古時の三品以上の例では、皆諡を贈る。しかしその人が賢であるか否かは、人それぞれで同じではない。そのため生前の行狀を考えて諡するのに、褒貶をなくすことができなかった。近代の大臣は、死んでから諡を贈るべきかどうかは、禮部が必ず先ず奏請している。請願して諡することができるのであれば、その人は必ず朝廷に惜しまれる人である。それに諡するのだから自然と褒めることが有っても貶めることがないのだ。「諡の最も醜惡なものは、煬に及ぶものはない。『左傳』、『史記』の記述には論ずべき材料がない。漢にはただ東平王雲・長沙王且のみがいる。元魏の初めには紇那がおり、追諡されて煬帝という。陳の後主は隋朝に死んだので、長城公を追贈し、諡して煬と叫ぶ。これ以外では、やはり隋の煬帝・金の海陵煬王、がともに名實相適っている。ただ後周の齊王憲は、賢王であったが、無實の罪で殺され、

死んで後にまた諡されて煬という。これは最も正しくない例である。」

(田中良明)

【原文】

14 漢唐食封之制

秦漢時列侯無封國者曰關內侯其有封地則卽食某地之戶而自遣人督其租至唐猶然史記吳楚七國反時列侯當從征者其封邑皆在關東欲貸子錢而子錢家以勝敗未可知不肯貸此漢時封邑食租之大概〔後漢書註封邑每戶輸錢二百〕唐書霍王元軌常遣國令督封租令請貿易取贏王曰汝當正吾失反誘吾以利耶王嗣立傳中宗時恩降食邑者衆封戶凡五十四州縣皆天下據上腴隨土所宜牟取利入爲封戶者急於軍興嗣立極言其弊請以丁課盡送大府封家詣左藏支給禁止自徵以息重困宋務光亦言滑州七縣而分封者五國賦少於侯租入家倍於輸國乞以封戶均餘州竝附租庸使歲送停封使息驛傳是徵租者并乘驛矣宋璟傳武三思封戶在河東遭大水環奏災地皆蠲租有詔三思者謂穀雖壞而蠶桑故在請以代租爲環所折張延珪傳宗楚客紀處訥武延秀韋溫等封戶在河南北諷朝廷詔兩道蠶產所宜雖水旱得以蠶折延珪固爭得免可見唐時封戶之受困雖國賦不至此也憲宗時始定實封節度使兼宰相者每食實封百戶歲給絹八百匹綿六百兩不兼宰相者每百戶給絹百匹諸衛大將軍每百戶給三十五匹蓋至是始改制封家不得自徵而一概盡給於官矣

【書中トク】

14 漢唐食封の制

秦漢の時、列侯の國無き者を關内侯と曰ふ。其の封地有れば、則ち某地に食するの戸に卽きて、自ら人をして其の租を

督せしむ。唐に至るも、猶ほ然り。史記に「吳楚七國反するの時、列侯の當に征に従ふべき者、其の封邑皆關東に在り。子錢を貸りんと欲すれども、而れども子錢の家勝敗未だ知るべからざるを以て、肯て貸さず」と。此れ漢時封邑食租の大概なり。「後漢書註に、封邑毎戶錢二百を輸ると。」唐書に霍王元軌常に國令をして封租を督せしむ。令貿易して贏を取るを請ふ。王曰く、「汝當に吾が失を正すべし。反つて誘ふに利を以てするか」と。王嗣立の傳に、「中宗の時、食邑を恩降せられし者衆し。封戶凡そ五十四州縣、皆天下の上腴に據る。土の宜しき所に隨ひ、利入を牟取す。封戶を爲むる者、軍興に急なり。嗣立極めて其の弊を言ふ。丁課を以て盡く大府に送り、封家左藏に詣り支給せしめ、自徴を禁止し、以て重困を息ましめんと請ふ。宋務光も亦言ふ、滑州七縣、而して分封する者五、國賦侯租より少なし。家に入ること國に輸るに倍す。封戶を以て餘州に均しくし並びに租庸に附し、歲ごとに送りて封使を停め、驛傳を息めんと乞ふ。」と。是れ租を徴する者、驛に乗するを并すなり。宋璟傳に武三思の封戶河東に在り、大水に遭ふ。璟、災地皆租を蠲か爲る。」と。張延珪傳に、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等、封戶河南の北に在り。朝廷に諷し、兩道は蠶產宜しき所、水旱と雖も蠶を以て折するを得んと詔げしむ。延珪固く争ひて免がるを得たり。唐時封戶の困しみを受くるは、國賦と雖も此に至らざるを見るべきなり。憲宗の時始めて實封を定む。節度使宰相を兼ねる者、食毎に實封は百戶、歲ごとに絹八百匹、綿六百兩を給ふ、宰相を兼ねざる者、百戶毎に絹百匹を給ふ。諸衛大將軍百戶毎に三十五匹を給ふ。蓋し是に至り始めて改制す。封家自ら徴するを得ず。而して一概に盡く官より給せらる。

【語注】

○史記―『史記』『貨殖列傳』に「吳楚七國兵起時、長安中列侯封君、行從軍旅、齎貸子錢。子錢家以爲侯邑國在關東。

關東成敗未決。莫肯與。」とある。○唐書―『新唐書』卷七十九、列傳百五十に「元軌淹練故事、齊賢歎曰、是非吾等及已。嘗遣國令督封租、令請貿易取贏、答曰、汝當正吾失、反詭吾以利邪。」とある。元軌は、唐の人、李元軌。高祖の子。封は霍王。○王嗣立の…―王嗣立は正しくは韋嗣立。少くして友悌、世人晉の王覽に比す。『新唐書』卷百一十六、列傳四十一、韋嗣立傳に「又恩倖食邑者衆、封戶凡五十四州、皆據天下上腴。一封分食數州、隨土所宜、牟取利入。至安樂、太平公主、率取高貴多丁家、無復如平民有所損免、爲封戶者亟於軍興。」とある。○宋務光も…―宋務光は、唐、汾州西河の人。『新唐書』卷百十六、列傳四十三、宋務光傳に「宋務光建言、通邑大都不以封。今命侯之家專擇雄奧、滑州七縣、而分封者五、王賦少於侯租、入家倍於輸國。請以封戶均餘州。又請食賦附租庸歲送、停封使、息傳驛之勞。」とある。○宋璟傳―宋璟は唐、南和の人。姚崇の薦めによつて相となり、よく人を用い、刑賞私なく、常に顔色を犯して直諫した。姚崇と共に玄宗を助けて開元の治を致す。『新唐書』卷一百二十四、列傳四十九、宋璟傳に「檢校貝州刺史。時河北水、歲大饑、三思使斂封租、璟拒不與、故爲所擠。」とある。○張延珪傳―張延珪は唐、濟源の人。慷慨の士とされる。『新唐書』卷百十八、列傳第四十三に「初、景龍中、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等封戶多在河南、河北、諷朝廷詔兩道蠶產所宜、雖水旱得以蠶折租。廷珪謂、兩道倚大河、地雄奧、股肱走集、宜得其歡心、安可不恤其患而殫其力。若以桑蠶所宜而加別稅、則隴右羊馬、山南椒漆、山之銅錫鉛鉛、海之蜃蛤魚鹽、水旱皆免、寧獨河南、北外於王度哉。願依貞觀、永徽故事、準令折免。詔可。」とある。

【現代語譯】

秦や漢の時、列侯で封國がない者を關内侯と言った。列侯で封地を持っていれば、某地で生活している戸數にもとづいて、自分で人を使つてその土地の租税を監督させた。唐に至つても、やはり同じであつた。『史記』に、「吳楚七國が反

亂を起こした時、列侯で征伐に従わなければならなかった者は、彼らの封邑が皆關東にあったので、利息付きの金銭を借りようとしたところ、金貸しは勝敗がまだ分からなかったので、貸そうとする者がいなかった。」という記事がある。これが漢の時の封邑における租税の大體の様子である。『後漢書』の註では、封邑は家毎に錢二百を差し出している。』『新唐書』では、「霍王元軌は常に自國の役人に封地の租税を徴收させた。役人は商によつて利益を得ようと願つた。王が言うことには、「お前は私の失敗を正すべきなのに、かえつて利益の方に私を誘おうとするのか」と。(また)王嗣立の傳に、「中宗の時食邑を恩賜されている者が多かつた。封戸がすべてで五十四の州や縣は、皆天下の肥沃な土地であつた。土地が肥沃であるから、利益をむさぼり取り、朝廷から賜つた民戸を治める者は、軍用のために財物を徴收することとに一生懸命であつた。嗣立は強くその弊害を主張した。徴收した税をすべて朝廷の府庫に送り、封家(土地をもらつている家)は國庫にやつて來て税を支給され、自分たちで税を徴收することを禁止し、税による民の重い苦しみを終わらせようと願つた。」と。宋務光も同じように言っている、「滑州の七縣のうち分封されたものが五縣で、國の税は諸侯の税よりも少ない。諸侯に入る税は國に送るものの倍である。封戸は他の州と同じくし、租庸と一緒にして毎年送り、王の使者を使うことを止めさせたいと願つた。」と。これは租税を取り立てる者が國家の租税を納めることも兼ねることである。宋璟傳に、「武三思の封戸は河東にあり、大水の被害に遭つた。璟は災害にあつた土地はすべて租税を免除すべきだと奏上した。(そのことで)三思にへつらう者がいて、穀物は收穫できなくなつたが、蠶や桑の木は依然としてあるから租税の代わりにしたいと願ひ出たが、璟はその要求を拒否した。」とある。張延珪傳に、「宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等は、その封戸が河北河南にあつたが、朝廷に、河北道・河南道は蠶の生産がよい所で、水害や日照りがあつても蠶で代用することができる」と言つて勧めた。(それに對して)延珪は主張を言い争つて、そうさせないようにした。」とある。唐の時、封戸が諸侯からの租税で苦しんだことは、國の税でもこれほどではなかつたことが分かる。

憲宗の時始めて實際の祿高を定めた。節度使で宰相を兼ねる者は、百戸ごとに毎年絹八百匹、綿六百兩を與える、宰相を兼ねない者は、百戸ごとに絹百匹を與える。諸衛の大將軍は百戸ごとに絹三十五匹を與える。おそらくここに至つて始めて改制したのであろう。封家は自分で税を取りたてることができず、そしてひとまとめにしてすべて國から與えられるようになった。

(村山敬三)